

訪問介護契約書

様（以下「利用者」といいます。）と 社会福祉法人ジェイエー長野会 訪問介護事業所うすだコスモ苑（以下「事業者」といいます。）は、訪問介護事業所うすだコスモ苑において事業者が利用者に対して行う訪問介護サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として、契約を更新することができます。

（訪問介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成します。事業者は、この訪問介護計画の内容を利用者及びその家族又は代理人に説明します。

（訪問介護の内容）

第4条 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は、【別紙訪問介護重要事項説明書】（以下、「重要事項説明書」という。）に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族又は代理人に説明します。

2 事業者は、訪問介護員を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた訪問介護計画に沿って訪問介護を提供します。

3 第2項の訪問介護員は、介護福祉士または介護職員実務者研修、介護職員初任者研修を取得した者です。

4 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

（サービスの提供記録）

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約終了後5年間保管します。

2 利用者は、平日の午前9時から午後5時の間に事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。ただし、事業者は閲覧時間外であっても可能な限り閲覧に応じるようにします。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

第6条 事業者が提供する訪問介護サービスに対する料金規定は【重要事項説明書】のとおりです。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに連絡をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、別途文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。但し、厚生労働省で定める介護報酬単位の改定及び介護認定区分の変更に係る利用料の変更は第1項の通知により承諾したものとします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対して文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して概ね1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず3ヶ月以上支払われない場合

②利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、サービスが利用できない状態である事が明らかになった場合

③利用者、その家族、関係者が、事業者や職員、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合（セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合）

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合

②利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族又は代理人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者及びその家族又は代理人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師等に連絡をとる等必要な対応をします。

(身分証携行義務)

第13条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者及び家族又は代理人から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、第9条第2項又は第3項に基づいて解約通知をする際は事前に利用者の介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

所在地 長野県佐久市臼田 86 番地

事業者名 社会福祉法人 ジェイエー長野会
訪問介護事業所うすだコスモ苑

管理者名 柏木 邦夫 印

利用者

住所 佐久市臼田 86 番地

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

